

## 小学校外国語（英語）教育の先行実施について

### 1 趣 旨

平成 32 年度からの新学習指導要領に円滑な移行ができるよう、特例として国が定めた移行措置（総合的な学習の時間数を減じた年間 15 時間）に加え、新学習指導要領による授業時間数を確保するため、年間 20 時間を上乗せした先行実施を行う。

### 2 基本方針

#### (1) 指導内容について

学級担任が新学習指導要領に応じた内容で、小学校 3・4 年生は外国語活動を年間 35 時間、小学校 5・6 年生は外国語科を年間 70 時間実施する。教材は国が作成する新教材を使用するとともに、市教委が配布するデジタル教材を適宜活用する。

#### (2) 教育課程編成及び授業時間数について

小学校英語教科化推進委員会からの提案を受け、先行実施分の年間 20 時間については、モジュール学習の導入、日課の工夫など、各小学校の実情に合わせ学校長が決定する。

#### (3) A L T の指導体制について

授業時間数の増加及び指導内容の高度化に対応するため、A L T の派遣方法の見直しを行う。具体的には、A L T を小中学校毎の専任制とし、小学校への派遣計画は市教委が作成する。

### 3 市教育委員会の支援体制

#### (1) 小学校英語教科化推進委員会の設置

#### (2) 英語教育担当指導主事による学校訪問及び授業支援と校内研修への助言

#### (3) 日本語及び英語による指導案例の作成

#### (4) 先行実施期間中の評価基準作成

#### (5) 教員研修（講演会、公開授業など）の実施

#### (6) I C T 機器を活用した授業への支援

#### (7) A L T の小学校派遣計画作成

#### (8) 準備に要する費用（消耗品費）の配当

### 4 今後のスケジュールについて

#### (1) 次年度の教育課程決定 平成 30 年 2 月

#### (2) 新教材の配布 平成 30 年 3 月

#### (3) 先行実施 平成 30 年 4 月